

平成27年度水戸市協働事業（2次募集）  
の選定に係る審査について

答 申

平成 27 年 6 月 17 日

水戸市協働推進委員会

## 目 次

### 平成 27 年度水戸市協働事業（2 次募集）の選定に係る審査

審査結果及び全体講評 . . . . .	1
各事業の概要及び委員会意見 . . . . .	2
選考過程・基準 . . . . .	5
委員名簿 . . . . .	6

# 平成 27 年度水戸市協働事業(2次募集)の選定に係る審査

## 審査結果及び全体講評

### 【 審査結果 】

本委員会における審査の結果は、次のとおりである。

#### 推薦する事業

- 渡里湧水群の保全と活用
- 幸せノート塾
- 谷中二十三夜尊骨董市賑わい創出事業

### 【 全体講評 】

平成 27 年度水戸市協働事業の 2 次募集に対しては、3 件の協働事業が提案され、6 月 2 日に公開プレゼンテーションが実施された。今回は、企業からの提案もあり、企業も含めた様々な関係主体が、公益的な活動に取り組み、社会全体で協働によるまちづくりを進めていこうという、意識の広がりを感じることができた。

「渡里湧水群の保全と活用」は、渡里湧水群を活かす会からの提案で、地域住民、団体、市担当課が連携・協力していく体制が整っている点で非常に高い評価を受けた。

「幸せノート塾」は、株式会社 I F P からの提案で、葬儀や相続などに関する講座を開催するもので、市民にとって関心度の高い提案であった。

「谷中二十三夜尊骨董市賑わい創出事業」は、株式会社日宣メディックスからの提案で、骨董市の開催をきっかけにして、谷中二十三夜尊の賑わいにつなげようという新しい試みであった。

いずれの事業についても、事業の実施に当たっては、提案団体と市の担当課において十分協議し、補助金の適正な運用及び予算の適切な執行を心掛け、より効率的で透明性のある事業運営に繋げていただきたい。同時に、市民ニーズの把握に努め、適切に事業に反映させるなど、市民の目線に立った事業運営を進めてほしい。

今後も、様々な分野において、市民活動団体と市が、お互いの特性を生かしながらパートナーとして事業に取り組むことで、相乗効果が生まれ、市民と行政との協働によるまちづくりが更に発展していくことを期待したい。

## 各事業の概要及び委員会意見

<b>提案事業名</b>	渡里湧水群の保全と活用	<b>推薦する (222点)</b>
<b>提案団体</b> 渡里湧水群を活かす会	<b>市の担当課</b> 環境課，公園緑地課	
<b>事業の概要</b>	<p>渡里湧水群は，木道やベンチ等が設置されているが，現在は雑木や草木で荒廃しているのが現状である。</p> <p>本事業は，長者山風致地区北側崖下の湧水箇所，旧水路，あぜ道（認定外道路），旧国道敷及び田野川の環境を整備し，台地上の歴史的遺産（第渡里官衙遺跡群等）と一体化して，歴史と自然が融合した地域を作ること</p> <p>を目的としている。また，地域住民を中心に関係機関・団体が一体となって，多くの人々の憩いの場となるような湧水群と田野川を含めた水辺環境を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保全活動の推進</li> <li>○水辺環境の整備</li> <li>○動植物の生息環境の整備</li> </ul>	
<b>委員会意見</b>	<p>本事業は，多くの地域住民の意思を受け，団体，横断的な複数の市担当課が関わりあって，一緒に事業を進めていくという体制が構築されており，協働事業の形態として高く評価できる。</p> <p>本来なら水戸市が取り組むべき整備事業を，地域住民の発意により，様々な主体と連携しながら展開しており，今後もより大きな力となるよう期待している。</p> <p>事業の実施にあたり，対象となる面積も広く，多くの知識，技術，労力を要するものであるため，地域住民，団体，市担当課が綿密に話し合いを行い，長期に継続した連携・協力の下で事業を進めていただきたい。</p>	

提案事業名	幸せノート塾	推薦する (191点)
提案団体 株式会社 I F P	市の担当課 高齢福祉課	
事業の概要	<p>これまで、市民にとって関心の高い事柄である葬儀や相続について、積極的な情報提供の機会がなかった。</p> <p>本事業では、葬儀・相続・遺言等について学ぶことのできる講座を開催する。また、オリジナルで作成した「幸せノート」を活用し、これまでの生き方を振り返り、これからの人生をよりよく生きるためにライフプランについて考えるきっかけを作る。</p> <p>対象者：市内に居住するおおむね65歳以上の方</p> <p>開催回数：テーマの異なる3回の講座を、年度内に2回実施</p>	
委員会意見	<p>本事業は、市民にとって非常に関心の高い葬儀や相続などについて学ぶ講座を開催するもので、多くの需要があるものだと考える。講座の対象者を高齢者に限らず、その子ども、孫に至るまで、世代間で意思が伝わるような講座にしていただきたい。</p> <p>また、協働事業として、より多くの市民の理解につながるよう、幸せノートの内容や講座の実施などについて、市担当課と綿密な話し合いを行い、公益性の高い事業を進めていただきたい。</p> <p>さらに、より充実した講座にするために、専門的な外部講師の活用など、より細かい対応もできるよう工夫していただきたい。</p>	

提案事業名	谷中二十三夜尊骨董市賑わい創出事業	推薦する (182点)
提案団体 株式会社 日宣メディックス	市の担当課 観光課	
事業の概要	<p>愛宕町から八幡町周辺の歴史的遺産や緑地・湧水を湛える地域は、「ロマンチックゾーン」として、観光エリア及び市民の憩いの場になっている中で、アジサイが咲き乱れる保和苑を中心に、幕末・明治にかけての歴史に関わる回天神社、常磐共有墓地、桂岸寺等の周辺の史跡・名所とも連携し、骨董市を開催することで、地域の賑わい創出につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○骨董市の開催</li> <li>○歴史アドバイザー水戸の案内による園散策</li> <li>○園内ステージを使用したライブショー</li> <li>○飲食ブースの設置</li> </ul>	
委員会意見	<p>本事業は、骨董市の開催をきっかけにして、谷中二十三夜尊の賑わいにつなげようという新しい試みであった。</p> <p>協働事業としては、市の担当課や地域住民との連携が不十分であると感じ、協働で事業を進めることによる効果が明確ではなかった。</p> <p>本市の重要な観光エリアの賑わい創出に向け、市がこの事業にどう関わるのか、協働することによってどのような効果が生まれるのか、市担当課と話し合いをしっかりと行っていただきたい。さらに、地域住民の理解も得ながら事業を進め、本事業が持続可能な賑わいの創出につながることを期待している。</p>	

## 選考過程・基準

### 【選考過程】

協働事業提案書をもとに、6月2日に実施された公開プレゼンテーションにおいて、事業の概要や協働による効果、役割分担、収支計画などについて、提案団体から説明を受けた。また、提案団体及び市の担当課に対して、委員による質疑応答を行った。

その後、全体での審査において、全委員の総合得点をもとに、各提案事業について、公共性や協働の必要性などの面から、協働事業として実施すべきか否かについて審査した。また、効率性や役割分担など、事業に取り組むに当たって、提案団体と市の担当課がさらに協議を深めるべき事項について意見した。

### 【選考基準】

提案書類と公開プレゼンテーションをもとに、8つの審査項目に沿って採点した。各委員の持ち点を40点とし、全委員の採点を合計した総合得点を審査の基礎とした。

また、今回の審査では、提案団体のスキルアップと、より質の高い事業提案を促進するため、総合得点の6割にあたる168点を推薦に値するかどうかの基準として設定した。

#### 審査項目及び審査の視点（40点満点）

審査項目	審査の視点	配点
先見性・独創性	新たな着想や創意工夫があるか	5
事業の公共性	不特定多数の利益，社会全体の利益につながるか	5
ニーズの理解	社会的課題や市民ニーズをとらえているか	5
協働の必要度	協働による相乗効果が期待できるか	5
事業の将来性	成果の活用や波及効果など将来展望が明確か	5
手段の効率性	労力や経費などの見積りが適切か	5
役割分担	自立性を尊重し，お互いの長所を生かしているか	5
実現可能性	自己資金の確保や企画内容が実現可能か	5

## 水戸市協働推進委員会委員名簿

氏名	所属等	組織区分	備考
委員長 金本 節子	茨城大学 名誉教授	学識経験者	
副委員長 水嶋 陽子	常磐大学 人間科学部准教授		欠席
大野 覚	認定NPO法人茨城NPOセンター・ コモンズ事務局長	NPO代表	欠席
平沼 賢治	水戸市ボランティア連絡協議会 会長	ボランティア代表	
金成 滋	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 常任理事	コミュニティ代表	欠席
鹿倉よし江	水戸女性会議 会長	女性団体代表	
石川 浩之	水戸商工会議所 振興部長	関係団体	
佐藤 平八郎	公益社団法人 水戸青年会議所 理事長		
青木 千鶴子		公募市民	
斎藤 寿子			

### 【任期】

平成27年2月25日から平成29年2月24日まで（2年間）

### 【参考資料】水戸市協働推進委員会抜粋

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。